

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年11月14日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月29日から同年12月19日まで縦覧に供する。

平成23年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 前川地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 前川2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 久保畑地区	〃
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 谷口地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修) 下竹成地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 常次上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 上野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 城谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 射場地区	〃
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 金ヶ内地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修) 正箱谷横地区	〃